

問Ⅷ-2-①（事業区分）

行っている事業が、「公益目的事業のチェックポイント」の事業区分にないのですが、公益目的事業と認められないのでしょうか。また、行っている事業は、17項目ある事業区分に全て当てはめないといけないのですか？

答

- 1 事業区分で掲げた事業は、法人の行う多種多様な事業の中から典型的な事業について整理したものです。このため、多くの事業はいずれかの事業区分に当てはまると考えていますが、事業区分に当てはまらない事業は公益目的事業ではないということではありません。
- 2 公益目的事業か否かについては、事業区分に当てはまる事業であるか否かを問わず、  
A「学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業」であつて、  
B「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」  
かどうかについて審査することとなります。
- 3 事業区分に当てはまらない事業について、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものかどうかについては、ホームページに掲載している「公益目的事業のチェックポイント」の「2. 事業区分に該当しない事業についてチェックすべき点」に掲げていますのでご参照ください。

（補足）公益目的事業か否かの判断についての基本的事項については、問Ⅷ-1-①をご参照ください。

（参照条文）

公益法人認定法第2条第4号、別表

（参照すべき「公益目的事業のチェックポイント」）P40、P50、P52